

問は問い合わせ先です

軽自動車やバイク、農耕車などの廃車
手続きは3月中にお済ませください

軽自動車や原付きバイク、農耕車などは、4月1日現在で登録されている方に一年分の軽自動車税が課税されます(※)。

現在使用していない軽自動車などをお持ちの方は、3月までに廃車手続きを行うと平成19年度から課税されませんので、忘れずに手続きください。詳しくは、左記までお問い合わせください。

- **軽自動車や軽二輪など**
宮城県軽自動車協会
☎022-232-5724
- **二輪小型自動車**
東北運輸局宮城運輸支局
☎050-5540-2011

ミヤコーバス(旧宮交仙南バス)
無料乗車証・乗車券を交付します

平成19年度内に満70歳を迎える方(昭和13年4月1日までに生まれた方)は、誕生日を待たずに全員が4月から申請・ご利用できるようになりました。

日時	場所
3月26日(月) 9:00~11:30、 13:00~15:00	小原公民館
3月27日(火)、 3月28日(水) 9:00~11:30、 13:00~15:00	市庁舎2階 第2会議室

※指定日には、手続きが完了した場合は、市庁舎1階市民課総合センター(3月29日以降、随時手続きできます)にて受付いたします。

● **手続きに必要な物** 印鑑
市民バス「きやつするくん」乗車時は「ほっときやつするバス」を「ご提示ください！」

市では、3月末までに満70歳以上の方全員に、市民バス無料乗車証と薬師の湯無料日帰り入浴利用者証を兼ねた「ほっときやつするバス」を配布する準備を進めています(6ページ参照)。配布後は市民バス乗車時にこのバスを乗務員にご提示ください。

☎長寿課 ☎22-1361

「存じですか?」
特別障害者手当制度と
障害児福祉手当制度

● **特別障害者手当**
 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において特別の介護を常時必要とする、在宅の20歳以上の方に対して支給されます。

● **障害児福祉手当**
 精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする、在宅の20歳未満の方に対して支給されます。

- **手当月額**
 ・特別障害者手当 26,440円
 ・障害児福祉手当 14,380円
 ・各手当とも、本人や扶養義務者の所得などにより支給が停止される場合があります。
- **必要書類**は福祉事務所に備え付けています。詳しくは福祉事務所社会福祉係(総合福祉センター内)までお問い合わせください。

宮城交通バス「永野線」を
廃止します

宮城交通で運行しております永野線(白石駅〜永野〜村田営業所)は、利用者の減少が著しく不採算路線となったことから、経営再建計画の一環として、本年4月1日以降廃止することになりました。

利用者の皆様には不便をお掛けしますが、ご理解をお願いします。これに伴い白石駅〜永野間が減便となりますが、午前7時台の便についてはこれまで通りです。

● **宮城交通株式会社** 村田営業所
 ☎0224-83-2044

電話加入権の公売を実施します

県税・市税滞納により差し押さえた電話加入権の公売を実施します。

- **日時** 3月15日(木)10時
- **場所** 宮城県大河原合同庁舎103会議室(1階)
- **参加資格** 個人・法人を問わず原則どなたでも参加できます。
- **公売方法** 入札
- **持参する物** 印鑑(法人の場合代表者印)、委任状(代理人の場合)、買い受け代金

☎0224-53-3114

平成19年度白石市奨学生を募集します

● **対象** 市内に1年以上居住する方のお子さんで、高校以上の学校およびこれと同等の学校に在学する学生。学術優秀で品行方正、心身ともに健全であり、経済的事由で学費支弁が困難であることも要件です。

● **区分** ①大学・短大など(月額2万5千円)、②高校(月額1万5千円)

- **定員** ①②とも5名程度
- **申請**には所得制限があります。また、ほかの奨学金を受けている方は申請できません。
- **申請手続き** 教育委員会で配布している申請用紙に必要事項を記入し、①学校長の推薦書、②在学証明書、③成績証明書を添えて教育委員会管理課に申請してください(※A④は4月1日以降に発行されたものに限りません。郵送不可)。
- **申請受付期間**(土・日を除く) 4月2日(月)〜4月27日(金)

固定資産税業務への協力をお願いと
固定資産税帳簿の縦覧について

● **平成18年中に家屋の取り壊しや所有権移転などを行った方へ**
 固定資産税は毎年1月1日に土地や家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

平成19年1月1日現在、家屋の一部または全部を取り壊している場合(登記の有無は問いません)や売買や相続などで所有者に変更が生じた場合、土地や建物の用途を変更した場合は、税務課固定資産税係までお知らせください。

● **平成19年度固定資産税帳簿の縦覧を実施します**

4〜5月の2カ月にわたり、平成19年度の「土地価格等縦覧帳簿(※1)」と「家屋価格等縦覧帳簿(※2)」を税務課の窓口で縦覧します(土・日・祝日を除く)。

☎22-1313

3月1日から7日までは
春の火災予防運動週間です

2月15日現在、市内では既に3件の建物火災が発生しています。火災による死者の大半は住宅火災によるもので、その要因として逃げ遅れや発見の遅れが挙げられます。このため、対策として消防法が平成16年に改正され、新築住宅は昨年6月1日から、既存住宅は平成20年5月31日までに住宅用火災警報器具の設置が義務付けられました。尊い人命や大切な財産を奪う火災の予防には、一人ひとりの注意が何より大切です。この機会にご家族でぜひ「火災の予防」について再確認してください。

- **仙南地域広域行政事務組合** 白石消防署 ☎25-2259
- **第2号被保険者**
 厚生年金保険や共済組合に加入している方。加入手続きは、勤務先で行います。
- **第3号被保険者**
 第2号被保険者の夫(妻)に扶養されている20歳以上60歳未満の妻(夫)。

3月1日から5月31日までは
山火事予防運動期間です

- ① 枯れ草などがあり、火災の発生しやすい場所ではたき火をしない。
- ② たき火をした後は完全に消火する。
- ③ 強風時や乾燥時には、たき火や火入れを絶対に行わない。
- ④ 火入れ実施時は必ず許可を受ける。
- ⑤ たばこは指定場所での喫煙し、吸い殻は必ず消して灰皿に入れる。
- ⑥ 火遊びはしない。

「各市でも税金の還付を装った振り込め詐欺が発生しました」

1月号で「裏えない振り込め詐欺」について書きましたが、最近、新聞に「仙北で税の還付を装った振り込め詐欺とみられる60件もの不審な電話があった」という記事が掲載されていました。うち2件で230万円の被害が発生しているとのこと。

1月〜3月は申告(準備)期であり、このような時期に電話があれば、信用してしまうのも不思議ではありません。

● **事例** ある日、泣きながら「お父さん、ごめんさい。」と謝る電話が自宅にかかってきました。どうも娘のA子のような様子。店員らしき男性が「あなたの娘

3月・4月は異動の時期です
「節目」節目には国民年金の
届け出を忘れずに!

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、性別、職業や収入に関係なく国民年金に加入しなければなりません。国民年金の被保険者は3つの種別に分かれており、就職や転職、結婚などによって異動が生じた場合は、その都度届け出が必要です。

- **第1号被保険者**
 20歳以上60歳未満の自営業者や農業従事者、学生、フリーターなど(その配偶者を含む)。加入手続きを市区町村の国民年金担当窓口で行う必要があります。
- **第2号被保険者**
 厚生年金保険や共済組合に加入している方。加入手続きは、勤務先で行います。
- **第3号被保険者**
 第2号被保険者の夫(妻)に扶養されている20歳以上60歳未満の妻(夫)。

● **第3号被保険者**
 配偶者の勤務先で健康保険の扶養手続きと一緒に、第3号被保険者に関する届け出を行う必要があります。

- **大河原社会保険事務所**
 ☎0224-51-3111
- **市民課国民年金相談係**
 ☎22-1312

「振り込め詐欺が発生しました」

さんは高価なアクセサリを万引きしようとした。学校と警察に届けるつもりです。今すぐお買い上げいただくのなら別ですが、と憤慨しています。「代金の200万円を今すぐ振り込めば、今回だけは目に見えよう。どうしますか?」と言われたのです。

● **対応** このような電話が突然入った場合、ご両親はさぞ仰天されることでしょう。振り込め詐欺は親心にもつけ込みます。次のように対応してください。

- ① **慌てずに「折り返し連絡します。」**と言って相手の店名や所在地、電話番号、担当者名などを確認すること。
- ② **携帯電話からの電話や、店の所在地が不明確でこちらから連絡できないような場合、非常に怪しいので警察に連絡するとともに、お子さんと連絡可能であれば、そちらにも確認を取ること。**

☎22-1313